

国立大学法人富山大学職員の新型コロナウイルス感染症患者対応に係る
医療従事者等に対する特殊勤務手当の特例に関する規則

令和3年1月26日制定
令和4年7月26日改正
令和5年11月21日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学において、新型コロナウイルス感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号及び第4号に規定するものをいう。）患者に対応する医療従事者等に支給する特殊勤務手当の特例について定める。

(適用職員)

第2条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則、国立大学法人富山大学契約職員就業規則、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則、国立大学法人フルタイム再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則が適用される職員に適用する。

(特殊勤務手当の特例)

第3条 特殊勤務手当の特例として、職員が次の表に掲げる業務に従事した場合に、同表に掲げる手当額を新型コロナウイルス感染症患者対応業務手当として支給する。

特殊勤務手当（特例）	業務区分	手当額
新型コロナウイルス感染症患者対応業務手当	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う診療及び看護	1日につき700円

※ 患者等に接して行う診療及び看護には診療放射線技師及び臨床工学技士が患者等に接触し、又は患者が入院する病棟内で行う患者に係る画像等の撮影及び装置の点検、臨床検査技師が行う患者が入院する病棟内で行う患者に係る検査、リハビリ療法士が行う患者が入院する病棟内で行う患者に係るリハビリ、薬剤師が行う患者が入院する病棟内で行う患者に係る指導を含む。

2 前項に掲げるその疑いのある者とは、附属病院感染制御部において疑いがあると判断し対応した者に限る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、施行日前に退職した者を含む。
- 2 第3条に規定する手当は、厚生労働省保険局医療課事務連絡による「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」の救急医療管理加算が認められる期間に限り支給する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。